

鳥取県公報

平成18年12月22日(金) 号外第172号

毎週火・金曜日発行

目	次
\Box	1/A

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(4)(教育総務課)・・・2 ◇ 教委訓令

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 樹 廧

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

第1条 教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

改正前

(任免の発令の方法)

第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令 書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変 更による配置換え又は職名変更の発令については内 訓をもって、昇任(職員の定年等に関する条例(昭 和59年鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定によ り引き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。) 又は地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用 された職員(以下「再任用職員」という。)が期限 又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行わ れるものを除く。)、行政組織の変更によらない配 置換え(勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任 期の定めのない職員となる場合に併せて行われるも のを除く。)、転任、出向、転職、兼職、兼務、事 務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、 派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令 については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、 降格又は給与決定の発令については電磁的方法(電 子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の 使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計 算機とを接続する電気通信回線を通じて送信するこ とにより行うものをいう。)による伝達をもってこ れに代えることができる。

(任免の発令の方法)

書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変 更による配置換え又は職名変更の発令については内 訓をもって、昇任(職員の定年等に関する条例(昭 和59年鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定によ り引き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。) 又は地方公務員法(昭和25年法律第 261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用 された職員(以下「再任用職員」という。)が期限 又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行わ れるものを除く。)、行政組織の変更によらない配 置換え(勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任 期の定めのない職員となる場合に併せて行われるも のを除く。)、転任、出向、転職、兼職、兼務、事 務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、 派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令 については口頭による伝達をもってこれに代えるこ とができる。

別表(第3条関係)

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令の形式

- 第1 一般職の職員(臨時的任 用職員を除く。) の場合
 - 1 採用(現に職員でない者 を職員の職(以下「職」と いう。) に任用する場合。 ただし、地方公務員法第28 条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定に より採用する場合を除く。)
 - (1) 略
 - (2) 教育長以外の職員の 場合

(ア)

鳥取県……に任命す (ア) 職員の種類の

(公益法人等への一 ○公益法人等への一 般職の地方公務員の 派遣等に関する法律 第10条第1項の規定 による)

……職……級に決定 ○任期付研究員の採 する

別とする。

般職の地方公務員 の派遣等に関する 法律(平成12年法 律第50号) 第10条 第1項の規定によ り採用する場合に 限る。

用等に関する条例 (平成13年鳥取県 条例第4号)第4 条の規定により採 用される職員(以 下「任期付研究員」 という。) 及び任 期付職員の採用等 に関する条例(平 成14年鳥取県条例 第67号)第2条第 1項の規定により 採用される職員 (以下「特定任期 付職員」という。) を採用する場合を 除く。

……号給を給する

職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員(臨時的任 用職員を除く。) の場合

1 採用(現に職員でない者 を職員の職(以下「職」と いう。) に任用する場合。 ただし、地方公務員法第28 条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定に

- (1) 略
- (2) 教育長以外の職員の 場合

より採用する場合を除く。)

(ア)

(公益法人等への一 ○公益法人等への一 般職の地方公務員の 派遣等に関する法律 第10条第1項の規定 による)

鳥取県……に任命す (ア) 職員の種類の 別とする。

> 般職の地方公務員 の派遣等に関する 法律(平成12年法 律第50号) 第10条 第1項の規定によ り採用する場合に 限る。

……職……級に決定 ○任期付研究員の採 する

用等に関する条例 (平成13年鳥取県 条例第4号)第4 条の規定により採 用される職員(以 下「任期付研究員」 という。) 及び任 期付職員の採用等 に関する条例(平 成14年鳥取県条例 第67号)第2条第 1項の規定により 採用される職員 (以下「特定任期 付職員」という。) を採用する場合を 除く。

……号給を給する

○枠外の場合には

……勤務を命ずる

○所属課所の長への 採用の場合を除 く。

(1)

……を命ずる 任期は…年…月…日 ○任期付研究員、地 までとする

(イ) 職名とする。 方公務員の育児休 業等に関する法律 (平成3年法律第 110号) 第6条第 1項の規定により 採用される職員 (同項第1号に掲 げる採用に係るも のに限る。以下「任 期付職員」とい う。)、特定任期 付職員又は任期付 職員の採用等に関 する条例第2条第 2項の規定により 採用される職員 (以下「一般任期 付職員」という。) を採用する場合に 限る。

……勤務を命ずる

(1)

……を命ずる 任期は…年…月…日 ○任期付研究員、地 までとする

「特に……円を給 <u>する」とする。</u>

○所属課所の長への 採用の場合を除 <。

(イ) 職名とする。 方公務員の育児休 業等に関する法律 (平成3年法律第 110号) 第6条第 1項の規定により 採用される職員 (同項第1号に掲 げる採用に係るも のに限る。以下「任 期付職員」とい う。)、特定任期 付職員又は任期付 職員の採用等に関 する条例第2条第 2項の規定により 採用される職員 (以下「一般任期 付職員」という。) を採用する場合に 限る。

2~42 略

- 43 給与決定
 - (1) 略
 - (2) 教育長以外の職員の 場合(転職(給料表を異 にして異動させる場合及 び職務の級又は号給に変 更がある場合に限る。) 又は転任に伴い、給与を 決定する場合)
 - ……職…級に決定する ……号給を給する
- 44 昇給(同一の職務の級の うちで号給又は給料月額を 上位の号給又は給料月額に する場合)

2~42 略

- 43 給与決定
 - (1) 略
 - (2) 教育長以外の職員の 場合(転職(給料表を異 にして異動させる場合及 び職務の級又は号給に変 更がある場合に限る。) 又は転任に伴い、給与を 決定する場合)

……職…級に決定する ……号給を給する

44 昇給(同一の職務の級の うちで号給又は給料月額を 上位の号給又は給料月額に する場合)

○枠外の場合には 「特に……円を給

する」とする。

職…級…号給を給する	職…	吸…号給を給する	○枠外昇給の場合に
			は、「…職…級特
			に…円を給する」
			<u>とする。</u>
45~48 略	45~48 略		
第2及び第3 略	第2及び第3	略	

第2条 教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を次のように改正する。 第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第2条関係)

昇給(昇格) · 給与決定通知書

ĺ	※	会年 日	П	給料表							
	年	月	月	コード	級	号給	要因コード	給料月額(円)	特例額(円)	摘	要

左記のとおり発令したので通知する。

年 月 日 鳥取県教育委員会

第4号様式を次のように改める。 第4号様式(第4条関係)

昇給 (昇格) 通知書

所属コード	所	属 名			発令日何	寸	年	月	日	NO.	
職名コード	氏 名	職員コード	給料表 コード	級	1	要因コード					育要
<u> </u>			- I					廿			
							+ +	╫	+		
								1	\bot		
								坤			
							-	╬	+-		
								-			
								#			
							1 1		+		
								#			
								#			
								╬	+-		
									-		
								#			
								H			
)			1				1 1	╬	<u> </u>	1	
								-			
								 	<u> </u>		
								\dashv	-		
								#			
)											
							 	╫	+	1	
								-			
L÷o	のとおり発令されたの	で通知する			<u> </u>					1	
上記											
	年	月 日									
	鳥取県教育委員会教育長										
給 コ 行政	11 教育 31 研究 41 医療(2)	52 現業 61									
給 コ 行政 料 丨	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$										

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。